

都道府県・ 政令指定都市名	06 山形県
------------------	--------

時点:平成30年4月1日(特に記述のある場合を除く)

問1 男女共同参画・女性問題に関する事務を総合的に所管する組織

局 部 課 ( 室 ) 名	子育て推進部若者活躍・男女共同参画課
担 当 職 員 数	4 人 (専任 4 人、兼任 0 人)

問2 国の「男女共同参画推進本部」に相当する本庁の連絡会議(推進体制)

名 称	山形県男女共同参画推進本部
設 置 年 月 日 ・ 根 拠	平成13年4月1日 根拠: 山形県男女共同参画推進本部設置要綱
長 の 役 職	副知事

問3 男女共同参画に関する諮問機関、懇談会等

会 議 の 名 称	山形県男女共同参画審議会
設 置 年 月 日	平成14年11月1日
構 成 員	15 人 (女性 9 人、男性 6 人)

問4 男女共同参画に関する計画

計 画 期 間	平成 28 年 4 月 ~ 33 年 3 月		
名 称	山形県男女共同参画計画		
改定・見直しの予定時期	平成33年3月1日		未定の場合
1. 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(以下「女性活躍推進法」という。)の推進計画と一体である	1		
2. 女性活躍推進法の推進計画と別に作成			

問5 男女共同参画に関する条例

有の場合	名 称	山形県男女共同参画推進条例
	公 布 日	平成14年7月2日
	施 行 日	平成14年7月2日
	最 終 改 正 日	
	改 正 内 容	
	改正が予定されている場合、改正予定時期: 平成 年 月	
無の場合	1. 制定等について検討中 具体的な状況:	
	2. 特に検討していない	

問6 審議会等委員への女性の登用

		調査時点コード		1:平成30年4月1日	2:平成30年5月1日	3:その他:平成30年3月31日
目 標 値	平成 32 年度まで	50 %	平成 年度まで	%		
根 拠	山形県男女共同参画計画					
目標設定の対象である審議会等の範囲	(1)法律または政令により設置されている審議会等(2)行政運営上、有識者等の意見を求めるために、要綱に基づき継続的に設置される懇談会等					
目標設定の対象である審議会等における登用状況	調査時点コード	3	審議会等数( 102 )	うち女性委員を含む審議会等数( 102 )		
			延総委員等数( 1,297 )	延女性委員等数( 677 )	女性比率( 52.2 )	
地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等における登用状況	調査時点コード	3	審議会等数( 68 )	うち女性委員を含む審議会等数( 68 )		
			延総委員等数( 986 )	延女性委員等数( 419 )	女性比率( 42.5 )	
法律又は政令により地方公共団体に置かなければならない審議会等における登用状況	調査時点コード	3	審議会等数( 35 )	うち女性委員を含む審議会等数( 35 )		
			延総委員等数( 660 )	延女性委員等数( 238 )	女性比率( 36.1 )	
地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等における登用状況	調査時点コード	3	審議会等数( 9 )	うち女性委員を含む審議会等数( 9 )		
			延総委員等数( 61 )	延女性委員等数( 17 )	女性比率( 27.9 )	
目標値以外の目標設定	女性のいない審議会の解消					
女性登用方策	人材名簿作成の有無	1.有 2.無 3.作成予定有	1	有の場合、1.公表 2.非公表	2	
	人材名簿が有る場合	掲載人数	521 人	(平成 30 年 3 月現在)		
	そ の 他	人材育成事業の実施の有無(1.有 2.無)	2	委員の公募(1.有 2.無)	1	
		そ の 他	〔 〕			

問7 女性公務員の採用・登用状況

問7-1 管理職の在職状況

		調査時点コード		1:平成30年4月1日	3:その他:								
	管理職総数	女 性 管 理 職 の 内 訳											
	(人) (A)=(C+E+G)	うち女性管理職数(人) (B)=(D+F+H)	女性比率(%) (B/A)	部局長相当職		次長相当職		課長相当職					
				(人) (C)	うち女性数(D) 女性比率	(人) (E)	うち女性数(F) 女性比率	(人) (G)	うち女性数(H) 女性比率				
本庁	計	238	16	6.7	14	1	7.1	28	4	14.3	196	11	5.6
	うち一般行政職	157	14	8.9	13	1	7.7	19	3	15.8	125	10	8.0
支庁・地方事務所等	計	413	54	13.1	5	1	20.0	48	2	4.2	360	51	14.2
	うち一般行政職	252	21	8.3	5	1	20.0	31	1	3.2	216	19	8.8
全体	計	651	70	10.8	19	2	10.5	76	6	7.9	556	62	11.2
	うち一般行政職	409	35	8.6	18	2	11.1	50	4	8.0	341	29	8.5
再掲	警察関係	101	0	0.0	0	0		8	0	0.0	93	0	0.0
	教育委員会	80	5	6.3	0	0		10	2	20.0	70	3	4.3

問7-2 職務上の地位別職員在職状況

Table with columns: 調査時点コード, 1:平成30年4月1日, 3:その他. Rows include 本庁, 支庁・地方事務所等, 全体, 再掲 with sub-categories like 課長補佐相当職, うち女性数, 女性比率.

問7-3 新規昇任者数(平成29年4月1日～30年3月31日)

Table with columns: 課長相当職, 課長補佐相当職, 係長相当職. Rows include 本庁, 支庁・地方事務所等, 全体, 再掲 with sub-categories like うち女性数, 女性比率.

問7-4 昇任・昇格等登用の考慮要素となる事項

Table with columns: 勤務成績, 昇任試験, 昇格試験, 部局等の推薦, 経年数, 遠隔地での長期研修, 遠隔地での勤務経験, 本人の希望, その他.

問7-5 昇任・昇格試験の受験者数(平成29年4月1日～30年3月31日)

Table with columns: 昇任試験, 昇格試験, 全受験者数(人), 女性受験者数(人), 女性受験率(%).

問7-6 女性公務員の採用状況(平成29年4月1日～30年3月31日)

Table with columns: 総数(人), うち女性数(人), 女性比率(%). Rows include 全体, うち上級, うち一般行政職, うち警察関係, うち上級.

問8 男女共同参画・女性のための総合的な施設の設置

Table with columns: 名称, 設置年月日, 所在地等, 管理・運営主体, 職員数, 主な事業. Includes details for Yamagata Women's Community Center.

問9 男女共同参画・女性関係事業を推進するための基金・財団の設立(施設の管理運営の実施団体を含む。)

名 称		基金・基本財産額	千円
設置年月日		出資者	

問10 地方公共団体と民間団体(女性団体等)とのネットワーク

問10 各種女性団体連絡協議会等の有無	2	1. 有 2. 無 問10-1 名称等:	加盟団体数	
問10-2 地方公共団体からの助成・委託事業実施の有無	2	1. 有 2. 無	会 員 数	
問10-3 活 動 内 容 ※ 実施しているもの:○		1. 定例会議(情報交換会等)の開催 2. 機関誌の発行 3. 広報啓発パンフレット作成 4. その他 { 内容:		

問11 市町村との連携及び市町村への指導・助言状況(都道府県) ※該当するもの:○

<input type="radio"/> 1. 担当者連絡会議の開催 <input type="radio"/> 2. 市町村職員研修会の開催 <input type="radio"/> 3. 市町村アドバイザー養成講座等の開催 <input type="radio"/> 4. 関係情報の収集提供 <input type="radio"/> 5. 審議会等女性登用の働きかけ <input type="radio"/> 6. 補助金等の交付 { 名 称 : 概要 : 内容 : } <input type="radio"/> 7. その他 { 内容 : 市町村男女共同参画主管課長会議 }
--

問12 職員研修の実績状況 ※実施しているもの:○

男女共同参画・女性問題に関する職員研修の実施

<input type="radio"/> 1. 職員向け男女共同参画・女性問題についての講演会、研修会等を実施 <input type="radio"/> 2. 一般職員研修に、男女共同参画・女性問題の講義等を組み入れ <input type="radio"/> 3. 国、民間等が行う男女共同参画・女性問題に関する研修に職員を派遣 <input type="radio"/> 4. 男女共同参画の観点からの防災に関する研修の実施
---

女性職員の研修受講への配慮

<input type="radio"/> 1. 女性職員を対象とした能力開発や管理職登用のための研修を実施 <input type="radio"/> 2. 研修受講職員の男女比を配慮 <input type="radio"/> 3. その他 { 内容: }
--

問13 担当局(部)課(室)所管の男女共同参画・女性関係予算

事 項	29年度予算 (千円)	30年度予算 (千円)	備 考
関係予算総額(施設整備費を除く)	99,883	98,492	
上記関係予算が一般会計予算総額に占める割合	0.02 %	0.02 %	
男女共同参画・女性のための施設整備費	6,173	0	

問14 公共調達における男女共同参画及びワーク・ライフ・バランス項目の設定状況 ※該当するもの:○

Table with 2 columns: Item description and '項目の設定' (Setting of items). Items include public works bidding, procurement bidding, and general evaluation methods.

↓ (具体的に実施している内容:○)

Table with 5 columns: Item description, 問14-1, 問14-2, 問14-3, 問14-4. Includes specific implementation details for gender equality and work-life balance.

問15 男女共同参画等を推進している企業の登録・認定・認証・表彰制度の状況

Table with 3 columns: Enterprise registration/certification/award system implementation status, Enterprise registration/certification system, and Enterprise award system.

Summary table for Q15 showing specific names of registration/certification and award systems.

問16 地域における女性活躍推進連携体制の構築状況

Table with 2 columns: Status of establishment and specific names of cooperation systems.

問17 男女共同参画に関するデータ集(白書等)の作成状況

Table with 2 columns: Data collection status and publication details (frequency, body).

## 問18-1 平成30年度実施予定事業

名 称	事 業 内 容 等	参加予定者数	時 期
1. 広報啓発 ・ 男女共同参画週間の周知 ・ 山形県ワーク・ライフ・バランス憲章の周知	パネル展示、市町村等事業の県HP掲載等を行う。 平成20年度に制定した「山形県ワーク・ライフ・バランス憲章」についてパンフレットにより広く周知する。		6月
2. 表彰 ・ 山形県男女共同参画社会づくり功労者等知事表彰 ・ 山形県ワーク・ライフ・バランス優良企業知事表彰	男女共同参画社会づくりに功績のあった方、様々な分野へチャレンジしている方を表彰する。 ワーク・ライフ・バランスの推進に積極的に取り組んでいる企業を表彰する。	2名、2団体程度 3社程度	10月 11月頃
3. 講座 ・ 女性リーダー育成事業 ・ 男女共同参画地域講座 ・ 男性セミナー事業	男女共同参画に関する基礎知識や地域における女性リーダーとして活動するための実践力を身につける講義(グループワーク)を実施する。 県内4地域において男女共同参画に関する講演等を開催する。 男女共同参画を一層推進するため、男性を対象に男女共同参画に関するセミナーを開催する。	45名 400名 40名	
4. 相談事業 ・ 一般相談 ・ 男性相談 ・ 専門相談 ・ 女性の就業支援相談	男女共同参画に関する一般相談。 男性相談員による男性専用相談。 男女共同参画に関する専門相談(こころ・法律)。 マザーズジョブサポート山形及び庄内において、女性の就業相談を行う。	900名 80名 150名 1,700名	
5. 情報収集・提供 ・ ホームページによる情報提供	男女共同参画関連の情報提供、女性の活躍状況をチャレンジモデル事例として掲載。また、男性の家事・育児参画やイクボスに関する情報を専用サイトに掲載。		
6. 苦情処理 ・			
7. 交流促進 ・ 男女共同参画フェスティバル(チェリアフェスティバル山形) ・ やまがたウーマンミクス・ネットワーク形成事業	講演会、ワークショップ、展示発表等を行う。 県内在住の女性を対象とした異業種交流会を開催。	3,000名 80名	
8. 企業・NPO法人との連携・働きかけ ・ 山形いきいき子育て応援企業総合支援事業 ・ ワーク・ライフ・バランス推進員制度 ・ やまがた企業イクボス同盟 ・ 男女共同参画促進県民企画事業	女性の活躍推進や仕事と家庭の両立支援などに積極的に取り組む企業等を県が登録・認定し、奨励金の交付等、総合的な支援を実施する。 企業内におけるワーク・ライフ・バランスを推進するため、各企業にワーク・ライフ・バランス推進員を配置し、ワーク・ライフ・バランスに関する実践マニュアルの配布や各種研修等の情報提供等の支援を行う。 県内企業経営者等の参画により「やまがた企業イクボス同盟」を設立し、同盟企業間のネットワークを活かした相互連携・異業種交流により、ワーク・ライフ・バランスを推進する活動を実施。 男女共同参画の促進を図るため、NPO等の企画実施事業に対し経費の一部を助成する。	5団体	
9. 国際交流・海外派遣事業 ・			
10. 調査研究 ・ 女性管理職養成プログラムフォローアップ調査	女性管理職養成プログラムの修了生並びに送り出し企業のそれぞれに、研修内容のフィードバックの状況や管理職登用の状況などを内容とする調査を実施。		
11. その他 ・ やまがた女性活躍応援連携協議会 ・ 女性管理職養成プログラム ・ デートDV防止出前講座	関係団体と県内の女性活躍を促進するための意見交換や情報共有を行う。 働く女性が自らのキャリアプランを考え、管理職として必要なビジネスセンスや実践力を身につけるとともに、異業種や他の企業で働く女性との交流を通じ情報交換等を行うことにより、次代を担う女性管理職を養成する。 若年層におけるDV防止に関する意識啓発のため、高校生等を対象とした出前講座を実施する。	17機関・団体 20名 15校	8月～10月 4月～2月

## 問19 都道府県議会の議員の両立支援体制に関する調査

調査時点コード		1:平成30年4月1日	3:その他
議 会 名	山形県議会		
議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)の有無	1.欠席事由として明記した規定がある。 2.欠席事由として明記した規定はないが、運用上出産に伴う欠席を正当な欠席事由と認めている。 3. その他(欠席の例がない、不明等)		1
(欠席事由として明記した規定がある場合について)取得することが可能な休業期間	1. 労働基準法65条の産前産後の就業制限の期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後の就業制限の期間以上である。 3. 期間の定めはない。		3
【参考】労働基準法第六十五条 使用者は、六週間(多胎妊娠の場合にあつては、十四週間)以内に出産する予定の女性が休業を請求した場合においては、その者を就業させてはならない。2. 使用者は、産後八週間を経過しない女性を就業させてはならない。ただし、産後六週間を経過した女性が請求した場合において、その者について医師が支障がないと認めた業務に就かせることは、差し支えない。			
休暇の期間の報酬について、減額の規定の有無	1. あり 2. なし 3. その他		2
議会の欠席事由として、議員の仕事と生活の両立の観点からの事由(例:配偶者の出産、育児、介護等)を明記した規定の有無			
	1 明記した規定があり、正当な欠席事由として認めている。 2 明記した規定はないが、運用上で正当な欠席事由と認めている。 3 その他		
配偶者の出産	3		
育児	3		
家族の看護	2		
家族の介護	2		
疾病	1		
その他	2 明記した規定は無いが、「親族の不幸」についても欠席を認めた事例がある。		
明記した規定(規則、条例等)の内容			
規 則 名	山形県議会議規則第二条		
条文本文			
第二条 議員は、公務、疾病、出産その他の事故のため出席できないときは、その理由を付し、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。(標準都道府県議会議規則と同様。)			
男女共同参画に関する議員向け研修(セクシュアル・ハラスメント防止に関するものを含む)の実施状況	1. 男女共同参画に関する研修を行っている。 2. セクシュアル・ハラスメント防止に関する研修を行っている。 3. 男女共同参画に関する研修及びセクシュアル・ハラスメント防止に関する研修の両方を行っている。 4. 行っていない。		4
議員の利用することのできる保育施設等の議会での設置・提供状況	1. 人員及び場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 2. 保育に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし		4
議員の利用することのできる授乳室等の議会での設置・提供状況	1. 専用の場所が設置されている。(常設) 2. 授乳等に必要場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし		4

調査時点コード: 3

1. 平成30年4月1日現在 2. 平成30年5月1日現在 3. その他 ( 平成30年3月31日 )

1. 都道府県における首長等の状況

知事	1	1. 女性 2. 男性	任期:	平成29年2月14日	~	平成33年2月13日
副知事	1人	(女性 0人、男性 1人)				

2. 法律又は政令により地方公共団体に置かなければならない審議会等の委員数等

※ 現在設置していないもの、又は審議会委員の任命をおこなっていないものには設置欄に×を付しています。

設置	審議会等名	委員総数(人)	うち女性委員数(人)	女性委員の割合(%)	備考
	1 都道府県防災会議(会長を含む)	60	10	16.7	
	都道府県防災会議(委員のみ)	59	9	15.3	
内 訳	1号 当該都道府県の区域の全部又は一部を管轄する指定地方行政機関の長又はその指名する職員	15	0	0.0	
	2号 当該都道府県を管轄区域とする陸上自衛隊の方面總監又はその指名する部隊若しくは機関の長	1	0	0.0	
	3号 当該都道府県の教育委員会の教育長	1	0	0.0	
	4号 警視總監又は当該都道府県の道府県警察本部長	1	0	0.0	
	5号 当該都道府県の知事がその部内の職員のうちから指名する者	14	2	14.3	
	6号 当該都道府県の区域内の市町村の市町村長及び消防機関の長のうちから当該都道府県の知事が任命する者	4	0	0.0	
	7号 当該都道府県の地域において業務を行う指定公共機関又は指定地方公共機関の役員又は職員のうちから当該都道府県の知事が任命する者	15	2	13.3	
	8号 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうち当該都道府県の知事が任命する者	8	5	62.5	
×	2 国土利用計画地方審議会				
	3 土地利用審査会	6	4	66.7	
	4 都道府県交通安全対策会議	24	3	12.5	
×	5 自然環境の保全に関する審議会その他の合議制の機関(旧 自然環境保全審議会) ※6の審議会と統合している場合は6に人数を記入。当欄は空欄とし、備考欄に「6と統合」と記入する。				
	6 環境の保全に関する審議会その他の合議制の機関(旧 環境審議会)	30	15	50.0	
	7 精神医療審査会	22	7	31.8	
×	8 都道府県生活衛生適正化審議会				
	9 都道府県医療審査会	22	6	27.3	
	10 准看護師試験委員会	9	6	66.7	
×	11 麻薬中毒審査会				
	12 地方社会福祉審議会	24	12	50.0	
	13 障害者に関する審議会その他の合議制の機関	25	13	52.0	
	14 国民健康保険審査会	9	5	55.6	
×	15 都道府県農業共済保険審査会				
	16 都道府県森林審議会	14	7	50.0	
	17 都道府県建設工事紛争審査会	11	7	63.6	
	18 建築審査会	7	4	57.1	
	19 都道府県建築士審査会	6	3	50.0	
	20 都道府県都市計画審議会	23	7	30.4	
	21 開発審査会	7	4	57.1	
	22 私立学校審議会	12	6	50.0	
	23 石油コンビナート等防災本部	26	2	7.7	
	24 公害健康被害認定審査会	10	5	50.0	
×	25 窒素酸化物総量削減計画又は粒子状物質総量削減計画に定められるべき事項 について調査審議する協議会(旧 総量削減計画策定協議会)				
×	26 都道府県児童福祉審議会				
	27 地方港湾審議会	20	4	20.0	
×	28 土地区画整理審議会				
	29 教科用図書選定審議会	20	12	60.0	
	30 介護保険審査会	18	9	50.0	
	31 都道府県固定資産評価審議会	10	5	50.0	
	32 感染症の診査に関する協議会	16	3	18.8	
	33 警察署協議会	109	49	45.0	
×	34 土地収用事業認定審議会				
	35 住民基本台帳法 本人確認情報の保護に関する審議会	5	3	60.0	
	36 国民保護協議会	56	7	12.5	
	37 地方独立行政法人評価委員会	6	1	16.7	
×	38 市街地再開発審査会				
×	39 都道府県職員委員会				
×	40 自然再生協議会				
×	41 審議会その他の合議制の機関(※公益認定等)				
	42 後期高齢者医療審査会	9	5	55.6	
	43 留置施設視察委員会	4	1	25.0	
	44 傷病者の搬送及び傷病者の受入れの実施に関する基準の協議並びに実施基準に基づく傷病者の搬送及び傷病者の受入れの実施に係る連絡調整を行うための協議会	11	1	9.1	
	45 指定難病審査会	7	1	14.3	
	46 小児慢性特定疾病審査会	5	2	40.0	
	47 行政不服審査会	5	3	60.0	
	48 国民健康保険運営協議会	12	6	50.0	
	49				
	50				
	51				
	52				
	53				
	合 計	660	238	36.1	
	女性委員0の審議会数	0			

## 3. 地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等の委員数

	委員会等名	委員総数 (人)	うち女性委員数 (人)	女性委員の割合 (%)	備考
1	教育委員会	5	3	60.0	
2	選挙管理委員会	4	2	50.0	
3	人事委員会	3	1	33.3	
4	監査委員	4	1	25.0	
5	公安委員会	3	1	33.3	
6	都道府県労働委員会	15	4	26.7	
7	収用委員会	7	3	42.9	
8	海区漁業調整委員会	10	1	10.0	
9	内水面漁場管理委員会	10	1	10.0	
	合 計	61	17	27.9	
	女性委員0の委員会数	0			